

東京都北区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第一号

東京都北区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区スポーツ推進委員に関する規則（平成二十八年三月東京都北区規則第
四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五十九名」を「五十六名」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区区民文化顕彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二号

東京都北区区民文化顕彰規則の一部を改正する規則

東京都北区区民文化顕彰規則（昭和六十三年十月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「地域振興部長」の下に「、産業経済文化部長」を加える。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三号

東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区体育館条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「別に定める」を削り、同項第一号中「三月前の月の二十日から末日まで」を「二月前の月の六日から十五日まで」に改め、同項第二号中「初日から七日まで」を「四日から十三日まで」に改め、同条第四項中「末日（当該二月前が十二月であるときは二十八日）」を「二十七日」に、「前月の七日」を「二月前の二十五日」に改め、同条第五項中「当該申請」を「当該申請」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第十条第一項中「第七項」を「第六項」に、「承認したときは、東京都北区体育施設使用承認書兼領収書（別記第八号様式）を交付」を「承認し、当該使用を承認された者からの使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）の納付を確認したときは、電子計算組織により当該者に承認の旨を提示」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者から求めがあつた場合は、東京都北区立体育施設使用承認書（別記第八号様式）を交付するものとする。

第十条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「東京都北区体育施設使用

承認書兼領収書」を「東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第八項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第四項から第六項までの規定により申請をする場合において、当該申請と併せて区長が別に定める方法により使用料の納付をしようとするときは、当該方法による手続をもって、前項に規定する使用料の納付とみなす。

3 第一項の規定による使用の承認を受けた者は、係員から承認を受けた者であることの確認の求めがあった場合は、当該確認を行うことができる書類等の提示をしなければならない。

第十二条第一項中「者は、」の下に「第九条第四項の東京都北区立体育施設使用申請書又は」を加え、同条第二項中「東京都北区体育器具使用承認書兼領収書（別記第十三号様式）」を「第十条第一項の東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、同条第三項中「（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）」を削る。

第十三条中「別記第十四号様式」を「別記第十三号様式」に改める。

第十四条第四項中「別記第十五号様式」を「別記第十四号様式」に改める。

第十五条第二項中「東京都北区体育館使用料還付請求書（別記第十六号様式）」を「東京都北区立体育施設使用承認取消申請書兼還付申請書（別記第十五号様式）」

式)に、「東京都北区体育施設使用承認書兼領収書」を「東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 区長は、前項の申請について、その承認をしたときは、東京都北区立体育施設使用取消承認書兼施設使用料還付決定通知書(別記第十六号様式)を交付するものとする。

別記第六号様式(乙)を次のように改める。

東京都北区立体育施設使用申請書

東京都北区長 殿

申請者名

代表者名

副代表者名

下記のとおり申請いたします。

使用目的			
区分			
使用施設			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設等	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態

氏 名: _____

連絡先: _____

別記第八号様式を次のように改める。

東京都北区立体育施設使用承認書

使用者名

管理事務所：

代表者名

副代表者名

東京都北区長



下記のとおり承認します。

使用目的			
区分			
使用施設			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設等	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態
収納日時 / 収納場所	年 月 日		

（使用条件）

1. 使用者は使用の際、登録証及びこの承認書を必ず係員へ提示し、使用に当たっては係員の指示に従ってください。
2. 使用時間は、準備・後片付けに要する時間も含まれます。
3. 使用の取消しをする場合は、体育系窓口へ利用日2週間前までに必ず申し出てください。
4. 屋外施設で使用当日雨天の場合は、使用施設管理事務所に連絡し指示に従ってください。

別記第十二号様式（甲）から第十三号様式までを削り、第十一号様式の次に次の様式を加える。

東京都北区立体育器具使用申請書

東京都北区長 殿

登録番号

代表者

住 所

ふりがな

代表者

氏 名

ふりがな

(チーム名)

下記のとおり申請いたします。

(以下の項目に記入し、又は該当するものに○印を付けてください。)

部分の記入は要りません。

連絡先 (自・勤)

施 設 承 認 番 号											
施 設 使 用 年 月 日	年 月 日 ()										
使 用 施 設											
使 用 器 具 一 覧											
器 具 名	CD	使用 有無	数	単 価	使用料 (円)	器 具 名	CD	使用 有無	数	単 価	使用料 (円)
滝野川 (桐ヶ丘体育館用) 赤 羽 バスケット						ピ ア ノ					
滝野川 (桐ヶ丘体育館用) 赤 羽 バレーボール						滝野川 (桐ヶ丘体育館用) 赤 羽 拡声装置					
ハ ン ド ボ ー ル						電 光 表 示 装 置					
バ ド ミ ン ト ン						陸 上 用 具 一 式					
卓 球						走 高 跳 一 式					
体 操 用 具						棒 高 跳 一 式					
鉄 棒						ヤ リ 投 一 式					
平 行 棒						円 盤 投 一 式					
あ ん 馬						砲 丸 投 一 式					
跳 馬						ハ ン マ ー 投 一 式					
つ り 輪						ハ ー ド ル 一 式					
平 均 台						競 争 一 式					
段 違 い 平 行 棒						備 付 け 器 具 (運 動 場 用)					
床 運 動 マ ッ ト						拡 声 装 置 (運 動 場 用)					
ト ラ ン ポ リ ン											
体 操 用 ソ フ ト マ ッ ト											
ス ト レ ッ チ ン グ マ ッ ト											
滝野川 (桐ヶ丘体育館用) 赤 羽 柔道用畳											
剣 道 防 具											
弓 一 式										使用料計	

受 付 所 属		受 付 者 確 認	
---------	--	-----------	--

別記第十四号様式を第十三号様式とし、第十五号様式を第十四号様式とし、同様の次に次の一様式を加える。

別記第十六号様式を次のように改める。

東京都北区立体育施設使用取消承認書 兼施設使用料還付決定通知書

使用者名

使用料の還付について、次のとおり決定したので承認します。

還付金額（税込）

内訳	消費税	対象の合計額	-	
		消費税	-	東京都北区長



【還付明細】

特記事項				
予約状況	変更・取消・還付事由			
使用目的				
区分				
使用施設				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設等	使用料	
使用料計	減免額	税抜額(A)	税額(消費税率: %) (B)	現請求額(A+B)
収納日	年 月 日	税抜額(C)	税額(消費税率: %) (D)	納付済額(C+D)
未納額	還付充当済額		還付金額	

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区体育館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第九條第二項の規定は、同項各号に掲げる体育館の施設（以下単に「体育館の施設」という。）を使用する日の属する月が令和八年五月以後であるものについて適用し、体育館の施設を使用する日の属する月が同月前であるものについては、なお従前の例による。

3 体育館の施設を使用する日の属する月が令和八年五月であるものに係る改正後の規則第九條第二項の規定の適用については、同項第一号中「使用する日の属する月の二月前の月の六日から十五日まで」とあるのは「令和八年三月十日から同月十九日まで」と、同項第二号中「使用する日の属する月の二月前の四日から十三日まで」とあるのは「令和八年三月九日から同月十八日まで」と読み替えて適用する。

4 改正後の規則第九條第四項の規定は、体育館の施設を使用する日の属する月が令和八年四月以後であるものについて適用し、体育館の施設を使用する日の属する月が同月前であるものについては、なお従前の例による。

5 体育館の施設を使用する日の属する月が令和八年四月であるものに係る改正後の規則第九条第四項の規定の適用については、同項中「のうち、第二項第一号に掲げる体育館の施設を使用するものにあつては使用する日の属する月の二月前の二十七日までに、同項第二号に掲げる体育館の施設を使用するものにあつては使用する日の属する月の二月前の二十五日」とあるのは「は、令和八年二月二十八日」と、体育館の施設を使用する日の属する月が同年五月であるものに係る同項の規定の適用については、同項中「使用する日の属する月の二月前の二十七日」とあるのは「令和八年三月三十一日」と、「使用する日の属する月の二月前の二十五日」とあるのは「令和八年三月三十日」と読み替えて適用する。

6 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区体育館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されたものは、改正後の規則の相当する規定により交付されたものとみなす。

7 この規則の施行の際、改正前の規則別記第六号様式（乙）、第十二号様式（甲）、第十二号様式（乙）及び第十四号様式から第十六号様式までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四号

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立体育施設条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「別に定める」を削り、同項第一号中「東京都北区立新荒川大橋野球場」を「東京都北区立北運動場、東京都北区立新荒川大橋野球場、東京都北区立新荒川大橋サッカー場」に改め、「東京都北区立浮間子どもスポーツ広場」の下に「東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場、東京都北区立豊島北スポーツ多目的広場」を加え、「三月前の月の二十日から末日まで」を「二月前の月の六日から十五日まで」に改め、同項第二号中「初日から七日まで」を「四日から十三日まで」に改め、同条第四項中「末日（当該二月前が十二月であるときは二十八日）」を「二十七日」に、「前月の七日」を「二月前の二十五日」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第十条第一項中「承認したときは、東京都北区体育施設使用承認書兼領収書（別記第七号様式）を交付」を「承認し、当該使用を承認された者からの使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）の納付を確認したときは、電子計算組織により当該者に承認の旨を提示」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者から求めがあった場合は、東京都北区立体育施設使用承認書（別記第七号様式）を交付するものとする。

第十条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「東京都北区体育施設使用承認書兼領収書」を「東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第四項から第六項までの規定により申請をする場合において、当該申請と併せて区長が別に定める方法により使用料の納付をしようとするときは、当該方法による手続をもって、前項に規定する使用料の納付とみなす。

3 第一項の規定による使用の承認を受けた者は、係員から承認を受けた者であることの確認の求めがあった場合は、当該確認を行うことができる書類等の提示をしなければならない。

第十二条第一項中「者は、」の下に「第九条第四項の東京都北区立体育施設使用申請書又は」を加え、同条第二項中「東京都北区体育器具使用承認書兼領収書（別記第十二号様式）」を「第十条第一項の東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、同条第三項中「（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）」を削る。

第十三条第一項中「別記第十三号様式」を「別記第十二号様式」に改める。

第十四条第四項中「別記第十四号様式」を「別記第十三号様式」に改める。

第十五条第二項中「東京都北区立体育施設使用承認取消申請書（別記第十五号様式）」を「東京都北区立体育施設使用承認取消申請書兼還付申請書（別記第十四号様式）」に、「東京都北区立体育施設使用承認書兼領収書」を「東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 区長は、前項の申請について、その承認をしたときは、東京都北区立体育施設使用取消承認書兼施設使用料還付決定通知書（別記第十五号様式）を交付するものとする。

第十六条第一項中「東京都北区立体育施設使用承認書兼領収書」を「東京都北区立体育施設使用承認書」に改める。

別表第一 一 東京都北区立中央公園野球場
二 東京都北区立中央公園庭球場
の項中「十一月三十日」を「翌年

三月三十一日」に改め、「三月三十一日から翌年三月三十一日まで 午前七時から午後五時まで」を削り、同表東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場の項開場時間の欄を次のように改める。

一 グラウンド及びミーティングルーム

ア 四月一日から十月三十一日まで 午

前六時から午後九時まで

イ 十一月一日から翌年三月三十一日ま

で 午前九時から午後九時まで

二 ふれあいホール

ア 四月一日から十月三十一日まで 午

前六時から午後九時三十分まで

イ 十一月一日から翌年三月三十一日ま

で 午前九時から午後九時三十分まで

三 ランニングステーション

ア 四月一日から十月三十一日まで 午

前六時から午後九時三十分まで（ただ

し、使用受付時間は、午前六時から午

後八時三十分まで）

イ 十一月一日から翌年三月三十一日ま

で 午前九時から午後九時三十分まで
（ただし、使用受付時間は、午前九時
から午後八時三十分まで）

別記第六号様式（乙）を次のように改める。

別記第七号様式を次のように改める。

東京都北区立体育施設使用承認書

使用者名

管理事務所：

代表者名

副代表者名

東京都北区長



下記のとおり承認します。

使用目的			
区分			
使用施設			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設等	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態
収納日時 / 収納場所	年 月 日		

（使用条件）

1. 使用者は使用の際、登録証及びこの承認書を必ず係員へ提示し、使用に当たっては係員の指示に従ってください。
2. 使用時間は、準備・後片付けに要する時間も含まれます。
3. 使用の取消しをする場合は、体育系窓口へ利用日2週間前までに必ず申し出てください。
4. 屋外施設で使用当日雨天の場合は、使用施設管理事務所に連絡し指示に従ってください。

別記第十一号様式（甲）から第十二号様式までを削り、第十号様式の次に次の様式を加える。

東京都北区立体育器具使用申請書

東京都北区長 殿

登録番号

代表者

住 所

ふりがな

代表者

氏 名

ふりがな

(チーム名)

下記のとおり申請いたします。

(以下の項目に記入し、又は該当するものに○印を付けてください。)

部分の記入は要りません。

連絡先 (自・勤)

施設承認番号											
施設使用年月日	年 月 日 ()										
使用施設											
使用器具一覧											
器具名	CD	使用有無	数	単価	使用料(円)	器具名	CD	使用有無	数	単価	使用料(円)
バスケット <small>滝野川 桐ヶ丘体育館用 赤羽</small>						ピ ア ノ					
バレーボール <small>滝野川 桐ヶ丘体育館用 赤羽</small>						拡声装置 <small>滝野川 桐ヶ丘体育館用 赤羽</small>					
ハンドボール						電光表示装置					
バドミントン						陸上用具一式					
卓球						走高跳一式					
体操用具						棒高跳一式					
鉄棒						やり投一式					
平行棒						円盤投一式					
あん馬						砲丸投一式					
跳馬						ハンマー投一式					
つり輪						ハードル一式					
平均台						競争一式					
段違い平行棒						備付け器具(運動場用)					
床運動マット						拡声装置(運動場用)					
トランポリン											
体操用ソフトマット											
ストレッチングマット											
柔道用畳 <small>滝野川 桐ヶ丘体育館用 赤羽</small>											
剣道防具											
弓一式										使用料計	

受付所属		受付者 確認	
------	--	-----------	--

別記第十三号様式を第十二号様式とし、第十四号様式を第十三号様式とし、同様の次に次の一様式を加える。

東京都北区立体育施設使用承認取消申請書 兼還付申請書

東京都北区長 殿

申請者名

代表者

既納使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

住所

電話

還付金額（税込） -
 内訳 消費税 %対象の合計額 -
 消費税 -

特記事項				
予約状況		変更・取消・還付事由		
使用目的				
区分				
使用施設				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設等	使用料	
使用料計	減免額	税抜額 (A)	税額 (消費税率: % (B))	現請求額 (A+B)
収納日		税抜額 (C)	税額 (消費税率: % (D))	納付済額 (C+D)
未納額	還付充当済額		還付金額	

氏 名: _____

連絡先: _____

別記第十五号様式を次のように改める。

東京都北区立体育施設使用取消承認書 兼施設使用料還付決定通知書

使用者名

使用料の還付について、次のとおり決定したので承認します。

還付金額（税込）	-
内訳 消費税 %対象の合計額	-
消費税	-

東京都北区長



【還付明細】

特記事項				
予約状況	変更・取消・還付事由			
使用目的				
区分				
使用施設				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設等	使用料	
使用料計	減免額	税抜額(A)	税額(消費税率: %) (B)	現請求額(A+B)
収納日	年 月 日	税抜額(C)	税額(消費税率: %) (D)	納付済額(C+D)
未納額	還付充当済額		還付金額	

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場の項の改正規定 令和八年四月一日

二 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 東京都北区立赤羽スポーツの森公園競技場の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、令和八年四月一日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則による改正後の東京都北区立体育施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第九条第二項の規定は、同項各号に掲げる体育施設（以下単に「体育施設」という。）を使用する日の属する月が令和八年五月以後であるものについて適用し、体育施設を使用する日の属する月が同月前であるものについては、なお従前の例による。

4 体育施設を使用する日の属する月が令和八年五月であるものに係る改正後の規則第九条第二項の規定の適用については、同項第一号中「使用する日の属する月

の二月前の月の六日から十五日まで」とあるのは「令和八年三月十日から同月十九日まで」と、同項第二号中「使用する日の属する月の二月前の四日から十三日まで」とあるのは「令和八年三月九日から同月十八日まで」と読み替えて適用する。

5 改正後の規則第九条第四項の規定は、体育施設を使用する日の属する月が令和八年四月以後であるものについて適用し、体育施設を使用する日の属する月が同月前であるものについては、なお従前の例による。

6 体育施設を使用する日の属する月が令和八年四月であるものに係る改正後の規則第九条第四項の規定の適用については、同項中「のうち、第二項第一号に掲げる体育施設を使用するものにあつては使用する日の属する月の二月前の二十七日までに、同項第二号に掲げる体育施設を使用するものにあつては使用する日の属する月の二月前の二十五日」とあるのは「は、令和八年二月二十八日」と、体育施設を使用する日の属する月が同年五月であるものに係る同項の規定の適用については、同項中「使用する日の属する月の二月前の二十七日」とあるのは「令和八年三月三十一日」と、「使用する日の属する月の二月前の二十五日」とあるのは「令和八年三月三十日」と読み替えて適用する。

7 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区立体育施設条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されたものは、改

正後の規則の相当する規定により交付されたものとみなす。

8 この規則の施行の際、改正前の規則別記第六号様式（乙）、第十一号様式（甲）、第十一号様式（乙）及び第十三号様式から第十五号様式までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五号

東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則（平成二十八年三月東京都
北区規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「貸切り」を「条例第二条第一項の規定により貸切り」に改め、
同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 区長は、前項の規定により第二スポーツ広場又は体育館を使用しようとする者
があるときは、当該施設を使用する日の属する月の二月前の月の六日から十五日
までの期間において、電子計算組織を使用する方法により申込みを受け、抽選に
より使用予定者を決定することができる。

3 区長は、前項の規定により使用予定者を決定したときは、別に定めるところに
より当該抽選の結果を通知するものとする。

第九条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条
第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定による通知を受けた者のうち当該施設を使用するものにあつては、
使用する日の属する月の二月前の二十七日までに東京都北区立体育施設使用申請
書（別記第六号様式）により、区長に申請するものとする。

5 第二項の規定による抽選により使用予定者が決定しない第二スポーツ広場又は

体育館の貸切りによる使用の申請は、当該施設ごとに区長が別に定める日から前項の東京都北区立体育施設使用申請書によりすることができ。この場合において当該申請をしようとする者は、当該申請の前であつて区長が指定する日から電話又は電子計算組織により申込みをすることができ。

第十条第一項中「前条第二項から第五項まで」を「前条第四項から第六項まで」に、「承認したときは、東京都北区体育施設使用承認書兼領収書（別記第七号様式）を交付」を「承認し、当該使用を承認された者から使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）の納付を確認したときは、電子計算組織により当該承認の旨を提示」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者から求めがあつた場合は、東京都北区立体育施設使用承認書（別記第七号様式）を交付するものとする。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による承認を受けて施設等を使用するときは、同項の東京都北区体育施設使用承認書兼領収書」を「第一項の規定により使用の承認を受けた者は、係員から承認を受けた者であることの確認の求めがあつた場合は、当該確認を行うことができる書類等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第四項から第六項までの規定による申請をする場合において、当該申請と併せて区長が別に定める方法により使用料の納付をしようとするときは、当該方

法による手続をもって、前項に規定する使用料の納付とみなす。

第十二条中「器具使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）」を「器具の使用料」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として、次の二項を加える。

備付け器具を使用しようとする者は、第九条第四項の東京都北区立体育施設使用申請書又は東京都北区体育器具使用申請書（別記第十号様式）により区長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請について、その使用を承認したときは、第十条第一項の東京都北区立体育施設使用承認書を交付するものとする。

第十三条第二項中「別記第十号様式」を「別記第十一号様式」に改める。

第十四条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「別記第十三号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同項を同条とする。

第十五条第二項中「北ノ台スポーツ多目的広場使用料還付請求書（別記第十四号様式）」を「東京都北区立体育施設使用承認取消申請書兼還付申請書（別記第十三号様式）」に、「東京都北区立体育施設使用承認書兼領収書」を「東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、同条第三項中「北ノ台スポーツ多目的広場使用料還付承認書（別記第十五号様式）」を「東京都北区立体育施設使用取消承認書兼施設使用

料還付決定通知書（別記第十四号様式）」に改める。

第十六条第一項中「別記第十六号様式」を「別記第十五号様式」に、「東京都北区体育施設使用承認書兼領収書」を「東京都北区立体育施設使用承認書」に改め、

同条第二項中「別記第十七号様式」を「別記第十六号様式」に改める。
別記第六号様式（乙）及び第七号様式を次のように改める。

東京都北区立体育施設使用申請書

東京都北区長 殿

申請者名

代表者名

副代表者名

下記のとおり申請いたします。

使用目的			
区分			
使用施設			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設等	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	消費税額 請求額
納付済額			未納付額
			収納状態

氏 名： _____

連絡先： _____

東京都北区立体育施設使用承認書

使用者名

管理事務所：

代表者名

副代表者名

東京都北区長



下記のとおり承認します。

使用目的			
区分			
使用施設			
使用人数			
No.	使用日時	使用施設等	使用料
その他			
使用料計	減免額	消費税 %対象の合計	請求額
納付済額			未納付額
			収納状態
収納日時 / 収納場所	年 月 日		

(使用条件)

1. 使用者は使用の際、登録証及びこの承認書を必ず係員へ提示し、使用に当たっては係員の指示に従ってください。
2. 使用時間は、準備・後片付けに要する時間も含まれます。
3. 使用の取消しをする場合は、体育系窓口へ利用日2週間前までに必ず申し出てください。
4. 屋外施設で使用当日雨天の場合は、使用施設管理事務所に連絡し指示に従ってください。

別記第十一号様式を削り、第十号様式を第十一号様式とし、第九号様式の次に次の一様式を加える。

第10号様式（第12条関係）

東京都北区立体育器具使用申請書

申請年月日 年 月 日

東京都北区長 殿

登録番号

代表者

住 所

ふりがな

代表者

氏 名

ふりがな

(チーム名)

下記のとおり申請いたします。

(以下の項目に記入し、又は該当するものに○印を付けてください。)

部分の記入は要りません。

連絡先 (自・勤)

施設承認番号											
施設使用年月日	年 月 日 ()										
使用施設	北ノ台スポーツ多目的広場体育館										
使用器具一覧											
器具名	CD	使用有無	数	単価	使用料(円)	器具名	CD	使用有無	数	単価	使用料(円)
バレーボール											
バドミントン											
卓球											
										使用料計	

受付所属		受付者		確認	
------	--	-----	--	----	--

別記第十二号様式を削り、第十三号様式を第十二号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記第十四号様式を次のように改める。

東京都北区立体育施設使用取消承認書 兼施設使用料還付決定通知書

使用者名

使用料の還付について、次のとおり決定したので承認します。

還付金額（税込）	-
内訳 消費税 %対象の合計額	-
消費税	-

東京都北区長



【還付明細】

特記事項				
予約状況	変更・取消・還付事由			
使用目的				
区分				
使用施設				
使用人数				
No.	使用日時	使用施設等	使用料	
使用料計	減免額	税抜額(A)	税額(消費税率: %) (B)	現請求額(A+B)
収納日	年 月 日	税抜額(C)	税額(消費税率: %) (D)	納付済額(C+D)
未納額	還付充当済額		還付金額	

別記第十五号様式を削り、第十六号様式を第十五号様式とし、第十七号様式を第十六号様式とする。

(施行期日)

1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第九条の規定は、第二スポーツ広場又は体育館(以下「施設等」という。)を使用する日の属する月が令和八年五月以後であるものについて適用し、施設等を使用する日の属する月が同月前であるものについては、なお従前の例による。

3 施設等を使用する日の属する月が令和八年五月であるものに係る改正後の規則第九条の規定の適用については、同条第二項中「当該施設を使用する日の属する月の二月前の月の六日から十五日」とあるのは「令和八年三月十日から同月十九日」と、同条第四項中「使用する日の属する月の二月前の二十七日」とあるのは「令和八年三月三十一日」と読み替えて適用する。

4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により交付されたものは、改正後の規則の相当する規定により交付されたものとみなす。

5 改正前の規則別記第六号様式（乙）、第十号様式、第十一号様式、第十四号様式及び第十六号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。